

都道府県による令和3年度の臨床研修病院の 募集定員設定について

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設

・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲

・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設

都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加

・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

施行期日

2019年4月1日。（ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。）

臨床研修病院の募集定員設定について

○ これまで、国が臨床研修病院ごとの定員を定めていたが、今後、国は都道府県ごとの定員を定め、都道府県が病院ごとの定員を定めることにより、地方の研修医が増加する等のメリットがある。

※ 都道府県が定員を定める際、あらかじめ厚生労働省に情報提供する仕組みを法定。

※ 公私にかかわらず地域医療への配慮がなされるよう、都道府県が定員を定める際は地対協の意見を聴くことを法定化。

都道府県間の定員調整

募集定員枠の全国的な圧縮(募集定員倍率の圧縮)

→定員充足している都市部の研修医数が減少

➔ **地域の定員数が増加**

募集定員倍率(実績と予定)

H16年度 1.31倍



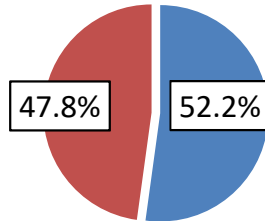
H29年度 1.16倍



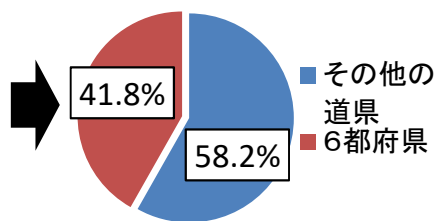
R7年度 **1.05倍**

研修医の採用数の変化(実績)

平成16年度



平成29年度



※6都府県:東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、福岡県

②定員算定方法の変更

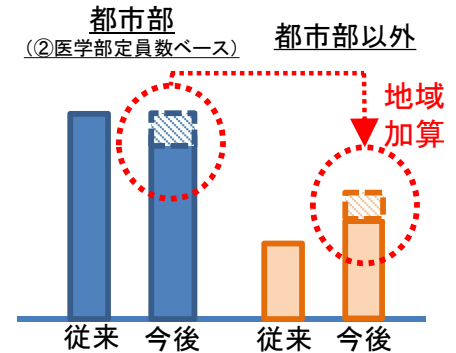
従来

①都道府県人口 又は ②医学部定員数 をベース
→②医学部定員数の多い都府県(東京等)が有利

今後

医学部定員数をベースとした臨床研修医定員を圧縮
→圧縮分を地域に加算

➔ **地域の定員数が増加**



都道府県内の定員調整

国による募集定員の設定(現行)

県内病院(例)



A病院 (都市部)
定員 20
マッチ者数 17



B病院 (地方部)
定員 2
マッチ者数 2

実情にあった定員数の設定

地域で働きたい医学生がマッチできない

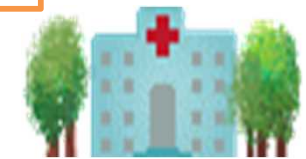


都道府県による募集定員の設定

県内病院(例)



A病院 (都市部)
定員 **17(↓)**
マッチ者数 17



B病院(地方部)
定員 **5(↑)**
マッチ者数 **4(↑)**


地域の研修医が増加

医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書

－ 医師臨床研修制度の見直しについて － （平成30年3月30日）

4 地域医療の安定的確保について (3) 都道府県の役割

- 地域の医療提供体制の確保に大きな影響を及ぼす臨床研修病院の指定・募集定員設に対し、地域医療に責任を有する都道府県の関与が限定的である。
- 地域の病院の研修体制の構築状況や医師の勤務状況、医師養成体制と地域定着の関係等の実情については、都道府県がより実態を把握している。
- 具体的には、現行では、国が主に過去の受入実績等による設定を行っているため、地域の必要数と募集定員数にかい離がある場合があり、地域の実情をより把握している都道府県が必要数に応じた募集定員を設定することで、地域で必要なマッチ者数を確保することが可能になると考えられる。
- このため、都道府県が管内の臨床研修病院の指定・募集定員設定に主体的に関わり、格差是正を進めていくために、国が一定の基準等を示した上で、地域医療対策協議会の意見を聴き、大学病院を含めた臨床研修病院の指定・募集定員設定を都道府県が行うといった仕組みを構築すべきである。
- この場合、研修の質の確保の観点から、国が臨床研修病院の指定・募集定員設定の状況を把握し、必要な対応を行うべきである。



臨床研修病院における研修医定員の決定権限を令和2年度より都道府県へ移譲した前後における、定員配置の状況を確認。

都道府県別 大学病院の募集定員設定

都道府県	R3定員 設定数	R3大学病院 定員比率	大学病院定員比率 R2からの増減
1 北海道	457	30.4%	-3.2%
2 青森県	150	30.0%	-0.2%
3 岩手県	131	30.5%	-0.9%
4 宮城県	231	32.0%	0.6%
5 秋田県	109	14.7%	0.3%
6 山形県	115	43.5%	0.0%
7 福島県	166	30.1%	1.5%
8 茨城県	251	42.4%	-1.5%
9 栃木県	190	74.7%	0.0%
10 群馬県	149	26.8%	0.4%
11 埼玉県	504	43.5%	-1.0%
12 千葉県	475	37.7%	0.4%
13 東京都	1364	60.9%	-1.6%
14 神奈川県	663	49.2%	0.0%
15 新潟県	192	31.3%	2.5%
16 富山県	115	32.2%	0.0%
17 石川県	139	60.4%	-2.3%
18 福井県	103	54.4%	-1.1%
19 山梨県	83	53.0%	-0.2%
20 長野県	182	24.7%	-0.6%
21 岐阜県	206	22.8%	2.4%
22 静岡県	300	27.0%	0.6%
23 愛知県	569	24.1%	0.7%
24 三重県	153	19.6%	0.4%

都道府県	R3定員 設定数	R3大学病院 定員比率	大学病院定員比率 R2からの増減
25 滋賀県	131	35.1%	-1.7%
26 京都府	256	55.5%	0.7%
27 大阪府	649	41.9%	-0.3%
28 兵庫県	419	30.9%	0.8%
29 奈良県	144	52.8%	-1.7%
30 和歌山県	120	64.2%	-0.4%
31 鳥取県	86	51.2%	-1.8%
32 島根県	81	29.6%	-4.9%
33 岡山県	203	48.8%	-0.2%
34 広島県	215	26.5%	-2.4%
35 山口県	137	17.5%	-1.5%
36 徳島県	79	34.2%	-0.4%
37 香川県	110	45.5%	0.2%
38 愛媛県	157	40.8%	-0.7%
39 高知県	99	44.4%	-2.7%
40 福岡県	424	38.9%	0.2%
41 佐賀県	90	57.8%	-2.7%
42 長崎県	144	38.2%	0.8%
43 熊本県	147	29.9%	-0.8%
44 大分県	111	43.2%	-1.2%
45 宮崎県	102	49.0%	0.9%
46 鹿児島県	149	33.6%	1.1%
47 沖縄県	177	15.3%	-1.7%
計	11227	40.5%	-0.8%

※1 青字は、都道府県への権限移譲前より定員数が減ったなかで、大学病院定員の比率が増加した県(24府県中8県)

都道府県別 県所管病院の募集定員設定

都道府県	R3定員 設定数	R3県所管病院 定員比率	県所管病院定員比率 R2からの増減
1 北海道	457	7.9%	-3.0%
2 青森県	150	10.7%	-0.1%
3 岩手県	131	57.3%	0.1%
4 宮城県	231	—	—
5 秋田県	109	—	—
6 山形県	115	—	—
7 福島県	166	30.1%	1.5%
8 茨城県	251	—	—
9 栃木県	190	—	—
10 群馬県	149	—	—
11 埼玉県	504	—	—
12 千葉県	475	2.7%	0.0%
13 東京都	1364	5.3%	-0.1%
14 神奈川県	663	0.6%	0.0%
15 新潟県	192	18.8%	-0.4%
16 富山県	115	16.5%	0.0%
17 石川県	139	10.1%	1.4%
18 福井県	103	13.6%	1.7%
19 山梨県	83	30.1%	-1.5%
20 長野県	182	3.8%	1.0%
21 岐阜県	206	14.6%	-1.9%
22 静岡県	300	8.0%	-0.1%
23 愛知県	569	—	—
24 三重県	153	8.5%	0.2%

都道府県	R3定員 設定数	R3県所管病院 定員比率	県所管病院定員比率 R2からの増減
25 滋賀県	131	6.9%	0.5%
26 京都府	256	25.6%	0.4%
27 大阪府	649	4.0%	0.4%
28 兵庫県	419	14.3%	0.1%
29 奈良県	144	63.2%	-1.8%
30 和歌山県	120	64.2%	-0.4%
31 鳥取県	86	22.1%	0.4%
32 島根県	81	19.8%	1.4%
33 岡山県	203	—	—
34 広島県	215	7.4%	-0.8%
35 山口県	137	12.4%	0.5%
36 徳島県	79	27.8%	0.9%
37 香川県	110	12.7%	-1.4%
38 愛媛県	157	15.3%	-0.3%
39 高知県	99	26.3%	1.3%
40 福岡県	424	—	—
41 佐賀県	90	13.3%	0.5%
42 長崎県	144	2.1%	0.0%
43 熊本県	147	—	—
44 大分県	111	15.3%	1.4%
45 宮崎県	102	39.2%	-0.2%
46 鹿児島県	149	10.7%	-0.7%
47 沖縄県	177	29.4%	0.4%
計	11227	9.5%	0.0%

※1 青字は、都道府県への権限移譲前より定員数が減ったなかで、県所管病院定員の比率が増加した県(24府県中8県)

※2 県所管病院には、公立大学法人(都道府県)、県立病院、地方独立行政法人(都道府県)を含む

都道府県別 公的病院の募集定員設定

都道府県	R3定員 設定数	R3公的病院 定員比率	公的病院定員比率 R2からの増減
1 北海道	457	27.1%	-1.8%
2 青森県	150	48.7%	-0.3%
3 岩手県	131	60.3%	0.3%
4 宮城県	231	24.7%	-2.2%
5 秋田県	109	22.0%	0.4%
6 山形県	115	52.2%	0.0%
7 福島県	166	47.6%	1.2%
8 茨城県	251	4.8%	-0.5%
9 栃木県	190	—	—
10 群馬県	149	26.8%	0.4%
11 埼玉県	504	9.3%	0.2%
12 千葉県	475	20.4%	-0.3%
13 東京都	1364	7.8%	0.3%
14 神奈川県	663	33.0%	1.3%
15 新潟県	192	25.0%	-0.5%
16 富山県	115	47.0%	0.0%
17 石川県	139	20.1%	1.5%
18 福井県	103	23.3%	1.5%
19 山梨県	83	37.3%	0.6%
20 長野県	182	20.3%	0.7%
21 岐阜県	206	42.2%	-2.1%
22 静岡県	300	46.0%	-1.3%
23 愛知県	569	34.1%	0.5%
24 三重県	153	30.7%	0.6%

都道府県	R3定員 設定数	R3公的病院 定員比率	公的病院定員比率 R2からの増減
25 滋賀県	131	32.1%	0.9%
26 京都府	256	36.2%	1.0%
27 大阪府	649	27.5%	0.6%
28 兵庫県	419	40.8%	0.2%
29 奈良県	144	70.8%	-2.3%
30 和歌山県	120	75.8%	0.2%
31 鳥取県	86	27.9%	0.2%
32 島根県	81	37.0%	2.6%
33 岡山県	203	4.9%	0.1%
34 広島県	215	27.4%	0.8%
35 山口県	137	16.1%	0.2%
36 徳島県	79	36.7%	0.8%
37 香川県	110	23.6%	0.1%
38 愛媛県	157	22.3%	-0.7%
39 高知県	99	26.3%	1.3%
40 福岡県	424	4.7%	-0.2%
41 佐賀県	90	13.3%	0.5%
42 長崎県	144	25.0%	1.2%
43 熊本県	147	15.6%	1.0%
44 大分県	111	19.8%	1.3%
45 宮崎県	102	39.2%	-0.2%
46 鹿児島県	149	26.2%	-0.9%
47 沖縄県	177	35.6%	0.1%
計	11227	25.8%	0.3%

※1 青字は、都道府県への権限移譲前より定員数が減ったなかで、公的病院定員の比率が増加した県(24府県中17県)

※2 公的病院には、公立大学法人(都道府県、市町村)、県立病院、市立病院、地方独立行政法人(都道府県、市町村)を含む

論点

- 都道府県内の臨床研修病院ごとの定員設定について、国から都道府県への権限移譲後においても、大学病院や公的病院への定員配置比率は概ね横ばいであったことから、引き続き、都道府県の研修医の定員配置に偏りが生じないように、確認を継続していくこととしてはどうか。
- その他、都道府県が行う研修医の定員配置に対し、どのような点に留意することが望ましいと考えるか。